

特殊詐欺等広報啓発コンテスト実施要領

1 目的

特殊詐欺等広報啓発コンテスト（以下「広報啓発コンテスト」といいます。）は、厳しい情勢にある特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の防止を図るため、スマートフォンやSNSをよく利用する若年層等に対して訴求力のあるコンテンツを募集し、コンテストを行うことで、国民全体の特殊詐欺等防止の意識の醸成を図ることを目的として開催します。

2 応募資格

誰でも応募可能です（各都道府県警察の職員を含む）。

3 応募期間

令和8年2月16日～令和8年4月30日とします。

4 応募方法等

(1) 動画部門

ア 応募テーマ

(ア) 特殊詐欺対策

(イ) SNS型投資・ロマンス詐欺対策（投資詐欺又はロマンス詐欺いずれかのみに
関するものも可）

イ 応募規格

主にスマートフォンで視聴することを前提としたMP4形式、MOV形式、MW
V形式のいずれかの動画データとし、動画の長さは15秒から30秒程度とします。表
現方法（実写、アニメ、CG、スライド）は問いません。

ウ 応募方法

下記応募方法のいずれかにより、作品1点につき応募用紙を1枚作成の上で事務
局に提出してください。提出は、1人の応募につき、2作品までとします。

(ア) 動画投稿サイトYouTubeにおいて、動画の公開設定を「限定公開」に設定して
投稿を行い、当該動画の投稿URL及び応募用紙を事務局までメールで送付（Yo
uTubeのアカウントの開設については応募者ご自身でお願いします）。

(イ) 大容量ファイル送信サービスにより、動画ファイル及び応募用紙を事務局メ
ールアドレスへ送付

(ウ) 動画ファイル及び応募用紙を保存したDVD又はUSBメモリを作成し、事務
局まで送付

※ 応募されたDVD及びUSBメモリは、原則返却いたしません。

(2) チラシ・マンガ部門

ア 応募テーマ

(ア) 特殊詐欺対策

- (イ) SNS型投資・ロマンス詐欺対策（投資詐欺又はロマンス詐欺いずれかのみに関するものも可）

イ 応募規格

A4サイズで作成し、PDF様式で保存してください。マンガなど複数枚にわたる作品の場合は1作品につき4枚以内とします。

ウ 応募方法

下記応募方法のいずれかにより、作品1点につき応募用紙を1枚作成の上で事務局に提出してください。提出は、1人の応募につき、2作品までとします。

- (ア) 作品ファイルの容量が10MB以内の場合は、事務局メールアドレスにメールで送付

(イ) 作品ファイルの容量が10MBを超えるなど容量が大きい場合は、大容量ファイル送信サービスにより、事務局メールアドレスまで送付

- (ウ) 作品及び応募様式を保存したDVD又はUSBメモリを作成し、事務局まで送付

※ 応募されたDVD及びUSBメモリは、原則返却いたしません。

(3) 作品の作成に係る参考資料

各応募作品を作成するにあたり、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害認知状況や手口については、下記の警察庁・SOS47特殊詐欺対策ウェブページの掲載内容や警察庁公式X(@NPA_KOHO)の特殊詐欺等に係る投稿内容等を適宜参考にしてください。

※参考資料

警察庁・SOS47特殊詐欺対策ウェブページ

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/>

(4) 応募に関する留意事項

ア 関係者の名誉、人権等を侵害するおそれのあるもの、その他の不適切と認められる作品（題名を含む）は応募しないでください。

イ 氏名、連絡先等の個人情報については、作品に掲載しないでください。

ウ 他者の著作権を侵害しないなど、法令違反を行わないでください。

エ 著名人や特定のキャラクター、企業名、ロゴ、サービス名、商品名等を想起させるものを作成し、作品に掲載しないでください。

オ 他者を誹謗中傷する内容を掲載したり差別的な表現をしないなど、公序良俗に反しないようにしてください。

カ 応募する作品は応募者によるオリジナル作品に限定します（ただし、既発表・未発表は問いません）。

キ 応募方法等について質問がある場合は、事務局までメールでお問い合わせください。

(5) 事務局

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全企画課 特殊詐欺予防係

「特殊詐欺等広報啓発コンテスト」事務局
メール : tokusyusagiyobo@npa.go.jp
電話 : 03-3581-0141 (オペレーターに特殊詐欺予防係とお伝えください)

5 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

次のアからウまでに掲げる審査を経て、両部門それぞれテーマ毎に、最優秀賞、優秀賞（複数）を授与します。

ア 形式審査

応募のあった全ての作品について、それぞれに定める応募規格への適合性、留意事項の遵守状況、提出書類の不備等について審査します。

イ 予備審査

作品の応募総数を踏まえ、警察庁担当者が必要に応じ予備審査を実施します。

ウ 本審査

(2)に定める審査基準に基づき審査を実施の上、応募テーマごとに優秀作品を選出します。

(2) 審査基準

ア 訴求性

訴えかける対象（年代等）が明確であり、その対象の特性を踏まえた的確な内容になっているか

イ 明解・表現力

募集テーマを踏まえ、特殊詐欺等の手口や講じる対策の内容について分かりやすく説明・表現できているか

ウ 独創性

斬新なアイデアや手法を使い、視聴者の関心を引く作品になっているか

エ Xの「いいね」等の審査への反映

作品については、一定期間警察庁公式Xに掲載し、各作品の視聴回数や当該作品に付与された「いいね」等の反応についても審査に反映させます。

(3) 審査結果の通知

審査結果の通知は、入賞した者のみ、審査終了後原則メールにより行う予定です。

6 表彰式等

応募作品を審査の上、優秀な作品の応募者を警察庁（東京都千代田区）に招待して表彰式の実施を予定しています。

表彰に関する詳細については、入賞した者に対し、別途通知します。

7 その他

- (1) 広報啓発コンテストに関して提出された個人情報については、警察庁において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等に基づき適正に取り扱うものとし、広報啓発コンテスト以外の目的で利用しません。

(2) 作品を応募したことをもって、次の内容について了承したものとみなします。

- ア 予備審査を通過した作品について、警察庁は、2週間程度、本審査のため警察庁Xに掲載し、また、入賞作品について、警察庁公式YouTubeに掲載すること。
- イ 応募者は、広報啓発コンテスト終了後、全ての応募作品に関する著作権とその他の一切の知的財産権及び作品の二次使用等に係る一切の権限を警察庁に帰属させることを承認するとともに、応募した時点から、著作者人格権を警察庁及びその指定するものに対して行使しないこと。
- ウ 応募者は、応募作品の被写体の肖像権、著作権等について事前に使用許諾や承認を得た上で応募すること。
- エ 応募作品において著作権侵害等の問題が発生した場合、その責任は全て作成した応募者が負うものとし、警察庁は一切の責任を負わないこと。
- オ 著作権侵害等、本実施要領に定めた事項に反した内容が発覚した場合は、事務局の判断により入賞を取り消す可能性があること。
- カ 入賞作品について、警察及び関係機関が実施する特殊詐欺被害防止活動に活用すること。
- キ 警察庁において、個別の審査経緯等についての問い合わせには対応しないこと。